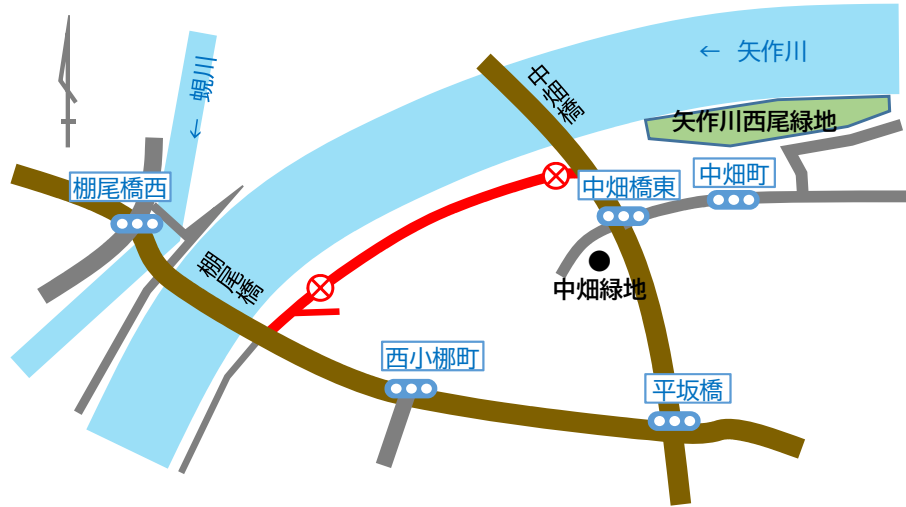


令和3年3月10日（水）から矢作川堤防道路(管理用通路)を一部閉鎖します

令和3年3月10日から、市道認定されていない①と②の区間の堤防道路（管理用通路）を閉鎖することになりました。
 閉鎖後は車両の通り抜けができなくなりますのでお知らせします。

①矢作川左岸 棚尾橋上流から中畑橋下流までの区間

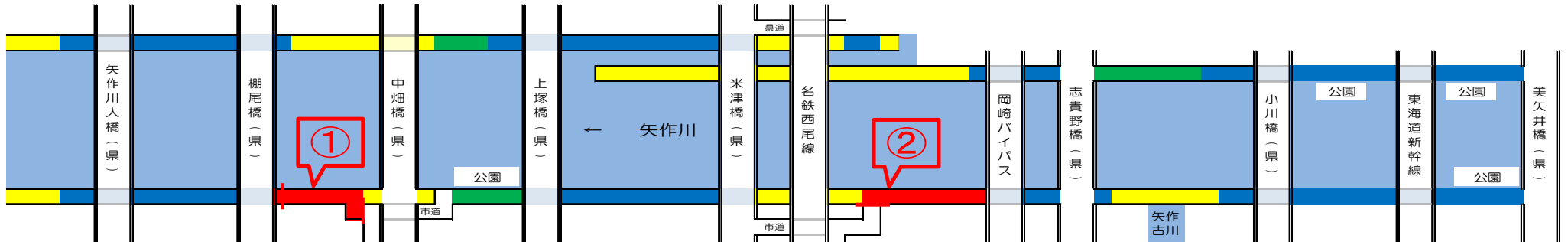
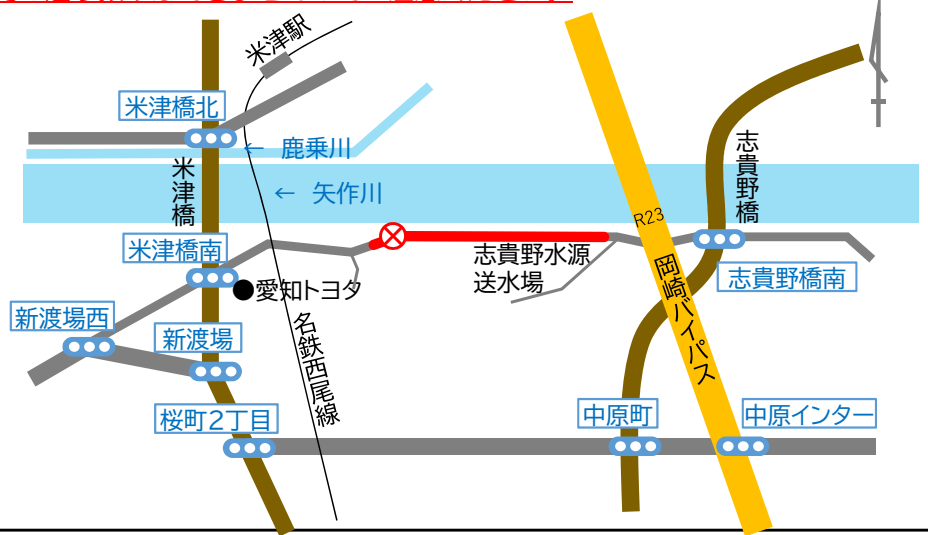
通り抜け車両や不法投棄への対策として、現在車止めが設置されている箇所を新たに鎖で閉鎖します。



② 矢作川左岸 名鉄西尾線上流から国道23号岡崎バイパス下流までの区間

通り抜け車両の対策として名鉄西尾線側を車止めで閉鎖します。やむを得ず区間内にご用のある方は、国道23号側より出入りしてください。

車両の通り抜けはできませんのでご注意ください。



凡 例			
	新規閉鎖区間		兼用道路（県・市管理道路）
	既に閉鎖している区間		市道・管理用通路併走区間

堤防道路（管理用通路）とは

河川の堤防道路は日常及び洪水時の河川巡視や水防活動といった河川管理のために設置された「管理用通路」です。管理用通路は道路法が適用される公道ではなく、一般車両が安全に通行するための整備や交通規制を行う事はできません。そのため、関係市町村と協議の上、公道として管理する事が適切では無いと判断された箇所については「車止めによる閉鎖」を進めています。

※河川内に個人所有地が存在する等の理由で完全に閉鎖できない箇所については「注意看板」を設置しています。一般車両の通行はご遠慮ください。